

愛知県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修）

令和2年度 実施要領

1 研修の目的

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての業務内容の検証等を行うとともに、知識・技術の更なる向上を図ります。

2 実施主体

愛知県

3 定員

816名

4 受講対象者（対象者以外は、受講できません。）

平成30年度末までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）を修了した方（※）であって、次の①から③のいずれかに該当する方

- ① 愛知県又は名古屋市が開催したサービス管理責任者等研修を修了した方（現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているかどうかは問いません。）
- ② 他の都道府県等が開催したサービス管理責任者等研修を修了し、現に愛知県内の障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）している方
- ③ 他の都道府県等が開催したサービス管理責任者等研修を修了した愛知県在住の方で、今後、愛知県内の障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）する予定の方（ただし、現に県外に所在する障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）している方を除く。）

※ 「修了した方」とは、平成31年3月31日までに発行された次の両方の研修の修了証を持っている方を指します。

- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）
- ・サービス管理責任者研修（第1分野・第2分野・第3分野・第4分野・児童分野）又は児童発達支援管理責任者研修

5 受講料

無料

6 研修日程・会場（予定）

	開催日	会場（住所）	定員
①	令和3年2月2日（火）	名古屋国際会議場 1号館4階 レセプションホール （名古屋市熱田区熱田西町1-1）	120名
②	令和3年2月3日（水）		120名
③	令和3年2月18日（木）	愛知県自治センター 12階 会議室E （名古屋市中区三の丸3-1-2）	72名
④	令和3年2月19日（金）		72名
⑤	令和3年3月4日（木）	愛知県西三河総合庁舎 10階 大会議室 （岡崎市明大寺本町1-4）	108名
⑥	令和3年3月5日（金）		108名
⑦	令和3年3月8日（月）		108名
⑧	令和3年3月9日（火）		108名

7 研修カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. 障害福祉等の動向に関する講義（1時間）		
障害福祉施策等の最新の動向とサビ管・児発管の役割（講義）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての役割を再確認する。 	60分
2. サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証（演習）	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。 	90分
サービス管理責任者としての自己検証（演習）	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。 	120分
関係機関との連携（演習）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。 	90分

※ 9時受付開始、9時30分研修開始で、17時30分終了の予定です。（当日の進行により、延長することがあります。）

8 申込方法等

(1) 提出方法

郵送によりお申し込みください。

なお、個人からの申し込みでも受け付けますが、同じ法人（事業所）で複数の方が申し込みをされる場合は、できる限りまとめてご提出ください。

(2) 提出書類

① 受講申込書（別紙1）

② 研修修了証等の写し

- ・サービス管理責任者等研修（複数枚お持ちの方は、全ての研修修了証）
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）

③ 返送用封筒

※ 受講決定通知書の送付先を記入のうえ、94円分の切手を貼付した長3封筒を同封してください。ただし3人以上申し込む場合は、140円分の切手を貼付した角2封筒を同封してください。

(3) 提出先

愛知県福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

※ 封筒の表に『更新研修申込書 在中』と記載してください。

(4) 申し込み期限

令和2年11月25日（水）17：00【必着】

9 受講決定

(1) 受講の可否及び日程・会場については、令和3年1月上旬（予定）に通知します。

※ 定員を超過した場合は、希望する日程・会場とならない場合がありますので、ご了承ください。

※ 感染症の状況等により、日程・会場を変更する場合がありますので、受講決定通知を必ず確認してください。

(2) 受講の可否は、受講申込書の記載事項により愛知県障害福祉課において決定します。

(3) 申込が定員を超過した場合は、優先順位（別添1）により、受講者を選考させていただきます。

10 研修修了の条件

以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 研修の全日程を出席すること

※ 研修の遅刻・中抜け・早退は認めません。（遅刻・中抜け・早退をした場合は、研修修了とはみなしません。）

(2) 受講決定の際に通知する事前課題を、定められた期日までに提出すること

※ 受講決定通知で、提出期日をお知らせします。

(3) 受講態度が良好であること

※ 研修中の私語・居眠り・携帯電話の使用等、受講態度に問題がある場合は、研修修了と認めない場合があります。

11 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

研修修了の条件を満たした者に対して、県は、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、次回の更新研修修了期限を記載した修了証書を交付します。

(2) 研修修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した修了者名簿を作成するとともに、修了者の事業所が所在する市町村（勤務する事業所がない場合は、受講者の住所地）に送付しますので、ご了承の上申し込んでください。

12 申込時の注意事項

- (1) 本研修は、「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者」の資格を更新するための研修です。研修参加者は、研修受講の意義・目的などを十分認識した上で、参加するようにしてください。
- (2) 事前課題の提出がない場合は、研修の受講決定を取り消します(研修受講ができません)。
- (3) 理由なく研修を欠席された場合や、申込内容に悪質な虚偽の内容がある場合は、来年度以降の更新研修について、申込を受理しない等の措置を取らせていただきます。
- (4) 研修希望日程は、必ず第3希望までご記入ください。(愛知県西三河総合庁舎での開催日程を1つ以上含めていただきますよう、お願いいたします。)

13 その他

- (1) 車いすの利用や座席の配慮、サポート等が必要な場合は、受講申込書の『研修受講にあたって配慮すべき事項』欄にご記入ください。なお、詳細を確認するため、直接連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 感染症予防のため、グループワークの人数を縮小して実施しますが、100名以上の規模となりますことをご了承ください。
※ 換気や手指消毒、検温（自己申告）、マスク着用の徹底は実施します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催を中止・延期する場合や、開催規模を縮小する場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 受講の際は、公共交通機関をご利用ください。

14 問い合わせ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ（担当：城田）
電話 052-954-6292（ダイヤルイン）

別添 1

愛知県サービス管理責任者等研修（更新研修）の優先順位について

- ① 平成 30 年度末までにサービス管理責任者等研修を修了した方に対する 1 回目の更新研修は、令和 5 年度まで実施します。令和 5 年度までに修了しない場合は、サービス管理責任者等の資格が失効します。詳しくは、別添 2 をご確認ください。
- ② 対象者が大変多いことから、研修実施年度ごとに、優先的に受講決定する方を次のとおり定めています。優先受講決定は 1 回限りですので、対象となる年度に確実に申込むようにしてください。（優先受講の対象となる年度は、年度ごとの定員等により、変更する場合がありますので、毎年度確認してください。）

【優先受講決定の対象者】

研修実施年度	研修修了年度
令和元年度【終了】	平成 18～20 年度 ※
令和 2 年度	平成 21～22 年度
令和 3 年度	平成 23～26 年度【予定】
令和 4 年度	平成 27～29 年度【予定】
令和 5 年度	平成 30 年度【予定】

※ 複数の分野の修了証をお持ちの場合

最も古い修了年度を基準として申し込んでください。

なお、令和元年度は「最も新しい修了年度を基準」としていたため、最も古い修了年度が平成 18～20 年度の方については、今年度の研修では優先的に受講決定します。

※ サービス管理責任者等研修と相談支援従事者初任者研修の修了年度が違う場合

古い方の研修の修了年度を基準として申し込んでください。

- ③ 優先受講決定の対象者を受講決定したうえで、なお定員に空きがある場合は、優先年度修了者以外の方を受講決定します。その場合は、次年度以降の優先受講決定の対象者のうち、修了年度の古い方から優先します。
- ④ 申込者が定員を超過し、優先受講決定の対象者にもかかわらず受講決定とならなかった場合は、翌年度の研修では最優先で受講決定します。
- ⑤ 優先受講決定の対象者であるにもかかわらず、申し込みをしなかった場合は、その後は優先的な取り扱いをしません。（産休等の特別な事情がある場合は、その事情がなくなった年度に申し込んでください。その際は、受講申込書の備考欄にその旨を記入してください。）
なお、今年度の優先受講決定の対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、来年度も優先受講決定の対象とする予定です。

別添 2

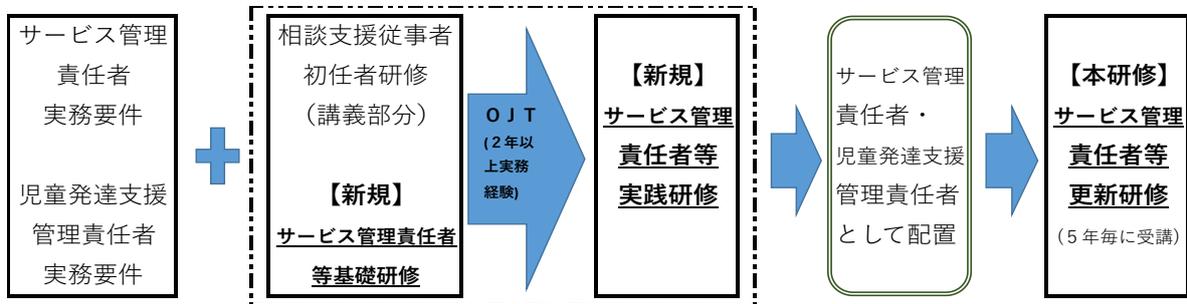
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格について

1 更新研修の修了について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格は、令和元年度から更新制となりました。資格を継続するためには、5年ごとに更新研修を修了する必要があります。

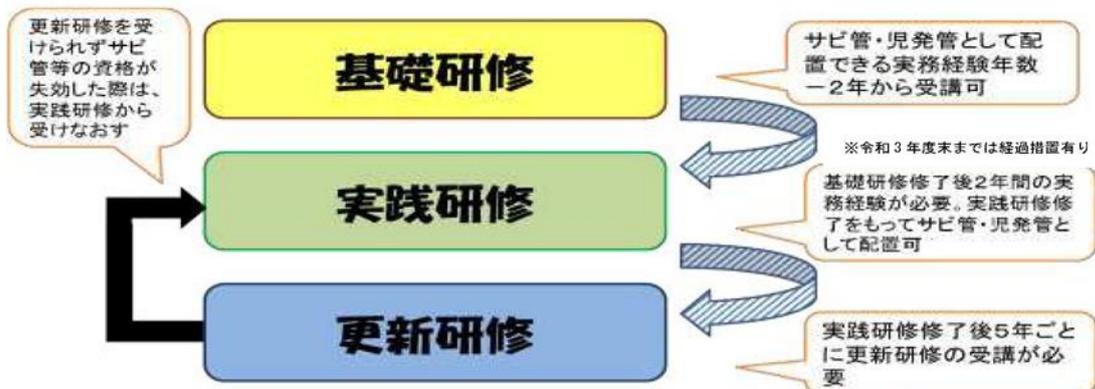
平成30年度末までのサービス管理責任者等研修修了者は、令和5年度末まで当該業務に従事することが可能ですが、令和6年度以降も資格が必要な方は、令和5年度末までに必ず更新研修を修了してください。期日までに更新研修を修了しない場合は、サービス管理責任者等の資格は失効し、資格を再度取得するためには、実践研修を受講する必要があります。

【参考：令和元年度からのサービス管理責任者等研修体系】



2 2回目の更新研修の受講について

更新研修を受講した年度の翌年度から5年後の年度末までに、2回目の更新研修を受講する必要があります（以後5年ごとに受講が必要）。2回目以降の更新研修は、2日間（1回目の更新研修は経過措置により1日）となります。なお、更新研修の受講に当たっては、実務経験が必要となり、実務経験を満たさない場合は、実践研修（3日間）を受講することとなります。



【参考】平成31年4月以降にサービス管理責任者等研修を修了した方の取扱い

更新研修ではなく、実践研修を受講していただくこととなります。実践研修は、基礎研修修了後に2年間以上の実務経験が必要なことから、令和3年度から開催予定です。